

2 福祉保健医療委員会における柳下礼子県議の質疑

2014年4月16日

◆議案関係（病院局）

Q. 柳下礼子委員

1. 本年2月定例会における補正額の説明に、残土搬出先の変更に伴う増額補正が含まれていたと思うが、今回砒素が検出されたことで、残土の搬出先、搬出量に変更は生じないのか。
2. 砒素を含む土壌は産業廃棄物として処理される。どれぐらいの量かが判明するのに1か月程かかるとのことだが、詳細調査でもっと多くの砒素が出てくる可能性もあり、補正額の算出根拠が違ってくるのではないか。
3. なぜ現在地で病院を建て替えないのか、患者家族からも強い訴えがあった。また、現在地に残す機能について、議会に早めに報告してほしいと要望してきたが、いまだに報告がされていない。知事は専門的に研究していると言っていたが、どういう点を専門的に研究しているのか。
4. 新病院建設地の履歴調査について、本会議で知事は、必要はないと答弁していたが、病院の建設地であり、安心して病院をつくれるよう早急に調査すべきものと考えるがどうか。
5. 新病院建設にかかる総額は、土地と建物で約472億円である。同規模の病院建設と比較して非常に高額である。兵庫こども病院は300床で、液状化対策なども必要だが約207億円である。地下駐車場やプールをつくる理由があるが、これは新都心につくるからであり現在地で建て替えれば半分程度で済むはずである。
6. 土地譲渡契約において、汚染土壌の処理費用はURが負担する契約とのことだが、運搬費用なども含めて全てURが負担するのか。

A. 小児医療センター建設課長

1. 今回の補正予算では、搬出先は変えていない。
2. 砒素を含む土壌がどれぐらいの量があるのか、これからの詳細な調査で判明する。特別な処理が必要な量が判明した段階で、正確な金額を算

出し、予算の対応も検討していく予定である。

3. 本年2月定例会の予算特別委員会で沢田委員からの質問に対して病院事業管理者が答弁したとおり、現在地に残す機能は、できるだけ平成28年の新病院オープンと同時期に開始したい。そのためには、平成27年度に医療スタッフの確保を始める必要がある、平成26年の秋には基本的な方向性を示したいと考えている。それに先立ち、関係部局との調整、患者家族への説明、議会への相談などを進めていきたい。
4. 三菱地所グループの開発の話があった際、履歴を調査した。土壌汚染につながる履歴がなかったため、法的な調査は必要がなかったものである。このたび、残土の受入れ先に迷惑をかけないようにとの観点で施工業者が調査して砒素が検出されたものである。専門家の意見によれば、地表ではなく、5～6mの地下から出ていることや、土壌そのものではなく溶出量調査で基準を上回ったものでありその環境基準では、10倍以内であれば自然由来と考えられる、とのことである。
5. 小児医療センター新病院の敷地が面積的に狭いという部分で費用的にプラスになるところはあるが、新病院は小児救急、周産期医療など特別な病床の割合が多い。また、敷地を有効活用するため、地下駐車場や付加機能といった特殊な構造もあるなど、様々な要因が重なって建設費が高くなっていると考えている。
6. 処理費用の負担については、URにも全国的に事例があり、そのような事例も踏まえての協議となる。運搬費用も含めて負担されるかどうかはその協議の状況によるので、御理解いただきたい。

Q. 柳下委員

予算案は、幸手に8万1千㎡、三郷に4万㎡等、残土を運搬するという事で積算されている。砒

素が検出された土壌の量がどのくらいによって金額や量にも変更が生じる。砒素が検出された段階で「もう病院はできないのではないか」との問い合わせもある。知事が提案説明で触れなかったかどうかというような問題ではない。詳細な調査をしなければどこにどのくらいの量があるか判明しないとのことであり、それまでは当然残土は運べず、工事はストップするはずだがどうか。

A. 小児医療センター建設課長

砒素の検出によって搬出先や量は変わるが、確固たる根拠がないと予算積算はできない。調査結果が5月半ばぐらいには分かるので、今回の補正予算を認めてもらえれば、土留工事や5mより浅い地点まで掘るなど、現在できる工事を行って全体の工程に影響のないようにしたい。

Q. 柳下委員

どのくらいの量があるのか分からず予算の積算ができないというのに、以前と同じ積算根拠で今回予算計上しているのはおかしいのではないか。その状態で工事が始められるのか。

Q. 小児医療センター建設課長

現在判明している事実に基づき予算は積算している。砒素を含んだ土の量がまだ分からないため、今回残土処理関係でお願いしている約12億円の増額の中で収まるかどうかは分からない。

ただし、例えば、遠隔地にある搬出予定先を変えるなど、できるだけ予算への影響を少なくすることは可能だと考えている。

Q. 柳下委員

どこにどのくらい搬出するか分からないというのは、予算の算出根拠がいい加減ということなのか。

A. 小児医療センター建設課長

真面目に積算したものである。予算の議決は支出の上限をコントロールするものであり、執行の

段階で節減の努力をし、予算の範囲内でできるだけ吸収できるように努めるのが執行部の役割であると考えている。

Q. 柳下委員

調査実施後に予算を提出してもよいのではないか。調査結果が出る前に、砒素が含まれていない浅い部分の土壌だけを運び出して工事を進めるのか。

A. 小児医療センター建設課長

できるだけ影響のない部分から工事に着手したい。

委員長

砒素検出に関する報道発表資料について執行部に資料要求したい。

暫時休憩する。

(休憩)

<資料配布>

委員長

ただ今から委員会を再開する。

Q. 柳下委員

報道発表資料には、「今後の対応」の中で汚染土壌については調査結果を踏まえ適正な処理方法を検討するとある。事前に執行部から聞いたところでは、汚染土壌の除去に当たっては、普通の土壌と同じ扱いはできないとのことであった。汚染土の搬出先が予定されている5か所以外の場所になる可能性があることや、算出根拠である量や金額に変更が生じるので、前提条件が変更になるのではないか。

A. 小児医療センター建設課長

予算の前提条件は変わってくる。議決された予算は、積算どおりに執行しなければならないと認識している。汚染土壌への対応は、執行段階で、まず予算の上限の範囲内で考えた上で、必要に応じて補正予算をお願いしたいと考えている。

A. 病院局長

今回の補正予算は、現在分かる範囲で提出したものである。新たに発生した砒素については、詳細な調査結果が出た段階で議会にも相談して対応していきたい。

Q. 柳下委員

前提条件に砒素の問題が入っていないのであれば、今回補正予算案を出さなくてよいのではないか。

A. 小児医療センター建設課長

現在、杭工事の予算が議決されていない状況である。平成 28年中のオープンに向けて、早期に着手しスケジュールに遅れが出ないようにしたいと思い提案した。

Q. 柳下委員

今回補正予算が可決された場合、砒素についての詳細な調査を行いつつ、工事を開始し予算の範囲内で汚染土を運び始めるのか。

A. 小児医療センター建設課長

より近い新たな場所が出てこない限り、基本的には現時点で調整が完了している5か所に運搬する。

Q. 柳下委員

建設地の土は、砂が混ざっている。砂と土を分離して土だけ秋ヶ瀬ヤードに運ぶなど検討したのか。

A. 小児医療センター建設課長

全体的な土質であり、技術的にも難しいため検討していない。

Q. 柳下委員

専門家から砂と土を分離する方法があると聞いている。

A. 小児医療センター建設課長

残土処理の業者にボーリングデータを見てもらった上で、難しいという判断になった。

Q. 柳下委員

知事は現在地に残す機能について、専門家である病院事業管理者に聞いてほしい旨の発言をしていたが、現在、どのような検討を行っているのか。

A. 病院事業管理者

アンケート調査を実施し、新病院に通えない患者を抽出して人数を把握している。近隣の病院に紹介できる可能性のある患者などもおり個々に対応を検討している。

Q. 柳下委員

蓮田市長からは、地元として現小児医療センター建設に市の職員は協力をしてきたが、今回、現在地に残す機能について説明がなく非常に不安であると言われている。先の2月定例会で地元への説明、患者家族への説明を検討するとのことだったが、いつ開催するのか。

委員長

質問は簡潔かつまとめてお願いしたい。

A. 小児医療センター建設課長

平成 26年秋を期限としている。患者家族や地元の意見を聴く機会を設けるとともに、議会に相談しながら基本的な方向性を出していきたい。具体的な日付は決まっていないが、秋に方向性を出すことに先立って説明するという事で理解いただきたい。

柳下委員（討論）

第 86号議案に対する反対討論を行う。

この議案は、県立小児医療センターの建設費について、継続費と年割額を変更するための補正予算である。この内容は、先の2月定例会に提出された補正予算案と全く同じであり、建設費につい

て約55億円を増額するものである。

2月定例会からわずかしかたっておらず、また、疑義があるとして修正案が出されたにもかかわらず、全く同じ内容の補正予算が提出されたことは、県民にとっても理解しがたいものである。

その上、新たにボーリングしたところ基準値の2.3倍になる砒素が検出されたとの報告もあったが、審議の中でも明らかになったように、汚染の原因など詳細な調査結果を踏まえないければ対策をとれないとのことである。こうした状況であり、予算の算出根拠となる前提が崩れているにもかかわらず、同じ補正予算を計上していることに納得できない。

さいたま新都心への新病院の移転建設はすべきではない。今回の55億円の補正予算を加えると、建設費総額は472億円に上る。一方、患者家族への現在地に残す機能の詳細な説明もされていない。なぜ新都心への移転なのか、がんセンターのように現在地への建替はできないのか、こうした患者家族の声に応えて、さいたま新都心への移転計画は撤回し、現在地での建替をすべきである。

よって、補正予算については反対である。

柳下委員

(第86号議案の附帯決議に係る質疑)

附帯決議の中で、予算執行等に不誠実な状況が見られたとあるが、具体的にどのようなことを指すのか。

白土委員

知事の提案説明要旨にもあったとおり、予算が不足すれば増額補正してから発注するのが本来の姿であり、その点が不誠実ということである。